

平成 18 年度「特色ある大学教育支援プログラム」審査要項

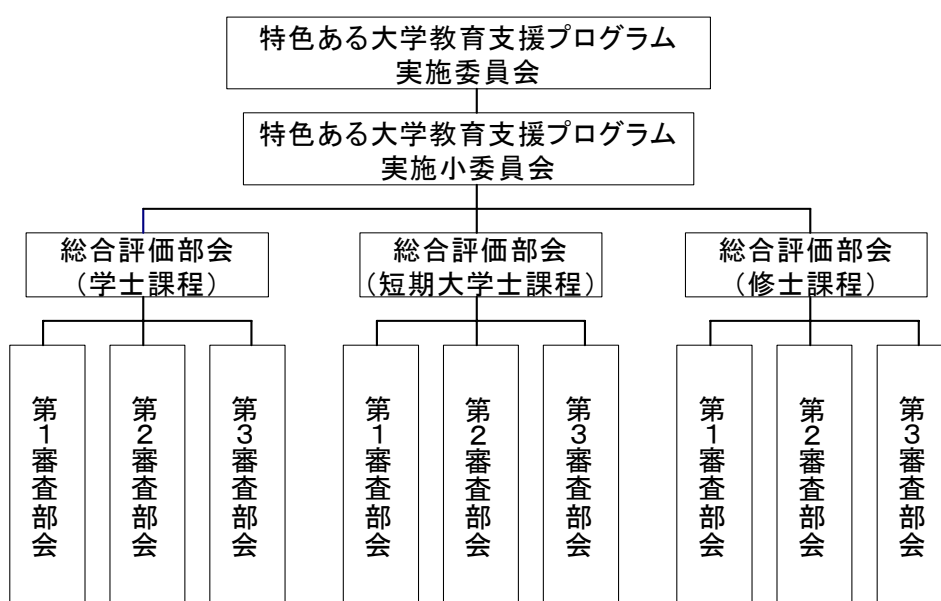
「特色ある大学教育支援プログラム」実施委員会

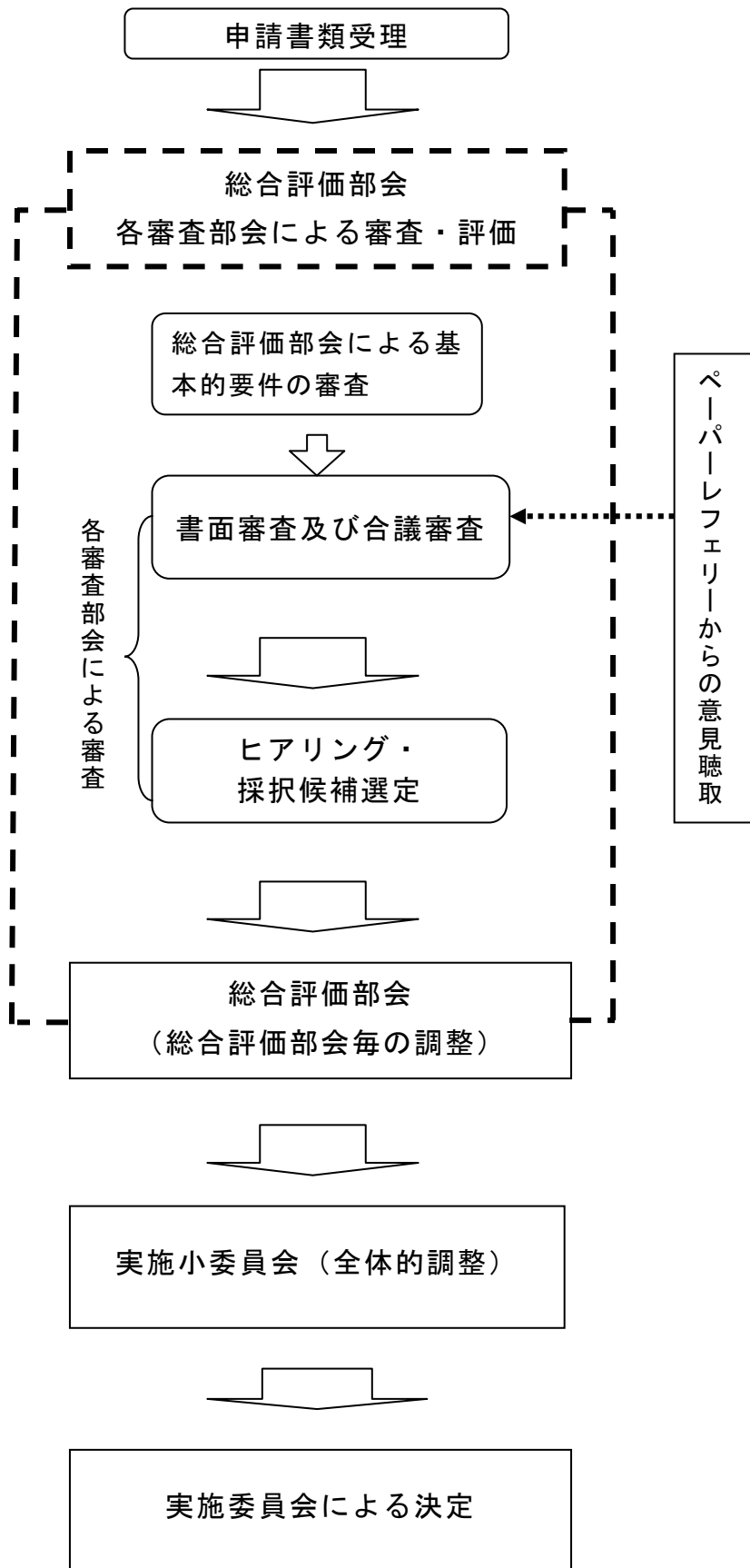
I プログラムの概要

本プログラムは、各大学・短期大学が実施している教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたもの、特に新規性は見られなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねて着実に成果を挙げているもの等を選定し、これを公共財として蓄積していくことを通じて、今後の高等教育全体の改善に活用することを目的としている。すなわち、他の大学・短期大学が、選定された取組を参考に教育の改善・改革を推進していくことで、わが国高等教育の活性化を促進させることに主眼を置くものである。

II 審査方法

- 具体的審査に入る前に、課程毎に設置された総合評価部会は、申請書類の基本的要件の審査を行う。
- 審査の客観性を担保するために、各審査部会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行い、ヒアリングを実施すべき「取組」を合議審査により選定する。
- 各審査部会は、ヒアリングを実施し、合議により採択候補を選定する。
- 総合評価部会は、各審査部会により選定された採択候補を総合的に評価し、課程毎に調整を図る。
- 実施小委員会は、各総合評価部会の結果について審議し、全体的調整を図る。
- 実施委員会は、実施小委員会の調整結果について審議し、最終的決定を行う。





Ⅲ 審査方針

本プログラムにおける特色ある優れた取組の選定にあたっては、各課程の特性に配慮しつつ次のような諸点に留意する。

1 取組の実施プロセスについて

- (1) この取組は、当該大学の学士課程教育、短期大学士課程教育または修士課程教育において、どのような意義（意味）を持っているか。
- (2) 教育目標の達成に向けた手段・プロセスは適切か。また、この取組を実施する中で直面した困難を解決する手段・プロセスは、他大学・短期大学の参考になるか。

2 取組の特性について

- (1) この取組には、優れた教育効果をあげるための創意工夫が見られるか。
- (2) この取組は、学生の人的成長を重視しているか。
- (3) この取組は、現代的課題に込んでいるか。
- (4) この取組は、他の大学・短期大学が共有できる基盤（根幹）を持つものであるか。もしくは、わが国の高等教育において先進的試みとして他の大学・短期大学の参考となるか。
- (5) 新規性はなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねている実績があるか。

3 取組の組織性について

- (1) この取組の意義・価値を、当該大学・短期大学の構成員は共有しているか。
- (2) この取組は、構成員による組織を挙げての取組になっているか。
- (3) この取組への支援（FD活動、運営支援等を含む）は十分か。

4 取組の有効性について

- (1) この取組からどういう効果が得られているか。効果を示す根拠は十分か。
- (2) 取組の教育効果の測定方法および評価方法は適切か。また、そのための新しい工夫があるか。
- (3) 学生や教職員は、この取組をどのように捉え、評価しているか。

5 今後の実施計画について

- (1) この取組の実施計画を実現する上で、実施体制を含む教育環境は十分整っているか。
- (2) この取組の年次毎の実施計画は、確実に実現されるものとして期待できるか。
- (3) この取組は、充実し発展する可能性があり、事業終了後の更なる効果と継続的展開を期待できるか。

IV その他

1 開示・公開等

- (1) 審査は、非公開とし、審査の経過は公にしない。
- (2) 「特色ある大学教育支援プログラム」の取組が決定された後、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。

2 利害関係者の排除

委員は、所属大学・短期大学の申請案件に関わる審査部会に所属しないものとする。また、委員、ペーパーレフェリーが中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても審査・評価を行わないものとする。